

大庭浄水場 非常用発電施設整備維持事業(再公告) 評価基準の当初発注時との変更点

技術提案項目		当初発注	今回変更案	備考
分類	提案項目			
設計・施工 業務に 関する事項	機能特性	<p>○加算点の評価方法 *A重油の場合 A : 0.22 (ℓ/h/kVA) 未満 (2点) C : 0.22 (ℓ/h/kVA)以上～0.36 (ℓ/h/kVA)未満 (1点) E : 0.36 (ℓ/h/kVA)以上 (0点)</p> <p>A重油以外の場合は、燃料価格で金額換算を行う。 A重油 : 61円/ℓ 灯油 : 60円/ℓ 軽油 : 90円/ℓ</p>	<p>○加算点の評価方法 *A重油の場合 A : 0.22 (ℓ/h/kVA) 未満 (2点) C : 0.22 (ℓ/h/kVA)以上～0.36 (ℓ/h/kVA)未満 (1点) E : 0.36 (ℓ/h/kVA)以上 (0点)</p> <p>A重油以外の場合は、燃料価格で金額換算を行う。 A重油 : <b>87</b>円/ℓ 灯油 : <b>86</b>円/ℓ 軽油 : <b>116</b>円/ℓ</p>	燃料単価を最新のものに見直し
		<p>○評価の項目(審査の視点) 発電機、原動機、燃料タンク、配管、ケーブル及び建築付帯設備の耐震化の方策について提案を求める。</p> <p>必要に応じて説明資料を添付すること。 (建屋の提案については除くが、建屋内の設備の耐震化に寄与する場合は加点の対象とする。)</p> <p>※実現可能な提案個数で評価する。 有効な項目が1項目を0点として、有効な項目が増加すれば加点するものとする。</p>	<p>○評価の項目(審査の視点) 発電機、原動機、燃料タンク、配管、ケーブル及び建築付帯設備の耐震化の方策について提案を求める。</p> <p>必要に応じて説明資料を添付すること。 (建屋の提案については除くが、建屋内の設備の耐震化に寄与する場合は加点の対象とする。)</p> <p>※実現可能で<b>効果が確認できる具体的</b>な提案個数で評価する。 有効な項目が1項目を0点として、有効な項目が増加すれば加点するものとする。</p>	<p>審査の視点を見直し</p> <p>当初: 下水道事業団仕様など、各種指針に記載のあるものは評価せず</p> <p>↓</p> <p>変更: 指針に記載があっても効果が確認できる内容は評価</p>
維持管理 業務に 関する事項	点検・補修計画	<p>○評価の項目(審査の視点) 非常用発電設備の点検・補修計画とともに、非常用発電設備のオーバーホールを行う際、非常用発電施設に要求される発電容量を発揮できない期間(オーバーホール以外の補修等によるものも含む)の短縮に対する提案を求める。</p> <p>※維持管理業務期間内において、必要な発電容量を発揮できない時間の合計で評価する。</p> <p>発電容量を発揮できない1回あたりの時間が1時間未満の場合は切り上げ、それぞれを合計する。</p>	<p>○評価の項目(審査の視点) 非常用発電設備の点検・補修計画を<b>提案する</b>とともに、非常用発電設備の<b>補修</b>を行う際、非常用発電施設に要求される発電容量を発揮できない期間の短縮に対する提案を求める。</p> <p>※維持管理業務期間内において、必要な発電容量を発揮できない時間の合計で評価する。 <b>発電容量を発揮できない時間とは、補修作業中に非常用発電設備の運転が必要となった場合に、その時点から運転可能な状態に復旧するまでの時間のうち、最も長いものを指す。</b> 発電容量を発揮できない1回あたりの時間が1時間未満の場合は切り上げ、それぞれを合計する。</p>	<p>評価の対象を見直し</p> <p>当初: 点検・補修による停止時間の総計を対象</p> <p>↓</p> <p>変更: 補修作業中に起動が必要となった場合に起動まで要する時間の総計を対象</p>
		<p>○評価の項目(審査の視点) 建屋本体(建具等の付属設備含む)の維持管理計画について提案を求める。</p> <p>補修周期表、維持管理方策を提出すること。</p> <p>※実現可能な提案個数で評価する。 妥当性、有効性のある項目が増加すれば加点するものとする。なお、部材や設備の工夫による延命化策などは、設備構成(施設・設備配置)の項目で提案すること。</p>	<p>○評価の項目(審査の視点) 建屋本体(建具等の付属設備含む)の維持管理計画について提案を求める。</p> <p>補修周期表、維持管理方策を提出すること。</p> <p>※実現可能な提案個数で評価する。 <b>設備の工夫による延命化策を含め</b>、妥当性、有効性のある項目が増加すれば加点するものとする。</p>	<p>審査の視点を見直し</p> <p>当初: 設備の工夫による延命化策は「施設・設備配置」の項目で評価するため本項目では評価対象外</p> <p>↓</p> <p>変更: 設備の工夫による延命化策も本項目で評価</p>
		<p>○評価の項目(審査の視点) 建築付帯設備(消防、照明、換気等の設備)の具体的な点検、補修計画について提案を求める。</p> <p>補修周期表、維持管理方策を提出すること。</p> <p>※実現可能な提案個数で評価する。 妥当性、有効性のある項目が増加すれば加点するものとする。なお、部材や設備の工夫による延命化策などは、設備構成(施設・設備配置)の項目で提案すること。</p>	<p>○評価の項目(審査の視点) 建築付帯設備(消防、照明、換気等の設備)の具体的な点検、補修計画について提案を求める。</p> <p>補修周期表、維持管理方策を提出すること。</p> <p>※実現可能な提案個数で評価する。 <b>設備の工夫による延命化策を含め</b>、妥当性、有効性のある項目が増加すれば加点するものとする。</p>	<p>審査の視点を見直し</p> <p>当初: 設備の工夫による延命化策は「施設・設備配置」の項目で評価するため本項目では評価対象外</p> <p>↓</p> <p>変更: 設備の工夫による延命化策も本項目で評価</p>